

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置				
税 目	（所得税、消費税、国税徴収法）				
要 望 の 内 容	<p>今年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で取りまとめられた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」を受けて、予防接種法の改正法案を提出する場合に、それに伴って税制上の所要の措置を講じる。現時点では、具体的には以下のようなものが想定されている。</p> <p>○本法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置（※）について、改正法案により追加されるワクチンについても同様に対象とする措置。</p> <p>（※）○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止（所得税等）</p> <p>○健康被害の救済給付のうち、<u>医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税</u></p> <p>○健康被害の救済給付のうち、<u>障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税</u>（所得税、住民税（利子割））</p> <p>○健康被害の<u>救済給付を受ける権利の差押禁止</u></p> <table border="1" data-bbox="874 981 1485 1070"> <tr> <td data-bbox="874 981 1219 1070">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 981 1485 1070">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消のため、必要なワクチンについては予防接種法の定期接種の対象とすることなど、予防接種制度全般の見直しについて、予防接種部会で議論を行い、平成 24 年 5 月 23 日に第二次提言が取りまとめられたところである。</p> <p>現在、これを受け、できるだけ早期に予防接種法の改正法案を国会に提出できるよう、検討や市町村等関係者との調整を進めており、予防接種法の改正法案を提出する場合に、それに伴って税制上の所要の措置を講じることとなる。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策目標1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		なし